

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社挙母建設	代表者氏名	今井 裕二
主たる営業所の所在地	愛知県豊田市平井町6-109-3		
許可番号	愛知県知事許可（般-23）第58459号	許可を受けている建設業の種類	土、と、ほ

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成26年9月12日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業
- 2 停止を命ずる期間
平成26年9月29日から平成26年10月1日までの3日間

処分の原因となった事実

有限会社挙母建設の役職員は、同社業務に関し、平成25年4月16日及び同月17日に産業廃棄物である土砂混じりの陶磁器くず及びがれき類をみだりに捨てたものである。このことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成26年4月9日に豊田簡易裁判所から、法人につき罰金100万円、役員につき罰金50万円、職員につき罰金30万円の略式命令を受け、同年4月26日及び同月29日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項